

様式－1 K①(土木用)

工 事 施 行 成 績 採 点 表

工 事 番 号		工事 内 容	※6			※6			※6			作成月日																		機関名																										
工 事 名												当初契約金額						円												最終契約金額						円																				
請 負 者 名												契約工期						平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日												完成年月日						平成 年 月 日																				
考 査 項 目	工 事 監 督 員 1 ※7					工 事 監 督 員 2 ※7										検査員 職・氏名 (部分・中間)									検査員 職・氏名 (部分・中間)									検査員 職・氏名 (完成)																						
	監督員 職・氏名					主任監督員等 職・氏名					主任又は総括監督員 職・氏名																																													
評価項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e																			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																																																		
	II. 配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0																																																		
2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0											+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0																			
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0																																													
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15.0																																													
	IV. 対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5.0																																																		
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0											+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0																			
	II. 品 質	+7.0	+3.5	0	-2.5	-5.0											+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0																			
	III. 出来ばえ																+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0																				
4. 工事特性	I. 工事特性 ※2																+16.0	～	0																																					
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2																+9.0	～	0																																					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2																																																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点										± 点									± 点									± 点																					
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点										③ 点									③ 点									④ 点																					
評 定 点 計		○部分 (臨時) 検査があった場合： (①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.2) =評定点 (小数第1位を四捨五入) ※但し、④ (部分、臨時) が2回以上の場合は平均値 ○部分 (臨時) 検査がなかった場合： (①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) =評定点 (小数第1位を四捨五入)																																																						
7. 法 令 遵 守 等 ※3							－ 点																																																	
8. そ の 他 ※3							－ 点																																																	
合 計 評 定 点		○評定点計 (点)－法令遵守等、その他 (点)＝ 点																																					総 合 評 定 点									点								
所 見 ※4		(監督員)					(主任監督員等)					(主任又は総括監督員)					(検査員)									(検査員)									(検査員)																					

※1 1～3の評定 (65点±加減点合計) + 4～6の評定 (加点合計) =評定点

※2 4. 工事特性、5. 創意工夫及び6. 社会性等の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を加点评価する。

※3 7. 法令遵守等、8. その他の評価は、減点评価のみとする。

※4 所見は、特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。

※5 各考查項目ごとの採点は、工事監督員は様式－2 K～2 C (土木用)、様式－3 K、様式－4 K～4 C (土木用)、検査員は様式－5 K～5 C (土木用) によるものとし、検査員の評価に先立ち、工事監督員が記入する。

※6 工事内容の欄には各部で定める主な工事内容コードを記入する。

※7 評定者は、各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

細目別評定点採点表

考査項目		工事監督員1※1	工事監督員2※1		④検査員(部分・中間)	④検査員(部分・中間)	⑤検査員(完成)	細目別評定点	得点割合(%)
評価項目	細 別	①監督員	②主任監督員等	③主任又は総括監督員					
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.34+2.762= 点						3.442点	3.442%
	II. 配置技術者	()×0.34+2.763= 点						4.123点	4.123%
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.34+2.763= 点			()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	12.963点	12.963%
	II. 工程管理	()×0.34+2.762= 点	()×0.26+3.38= 点					8.022点	8.022%
	III. 安全対策	()×0.34+2.762= 点	()×0.26+3.38= 点					8.882点	8.882%
	IV. 対外関係	()×0.34+2.762= 点						3.782点	3.782%
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	()×0.34+2.763= 点			()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	14.963点	14.963%
	II. 品 質	()×0.34+2.763= 点			()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	17.643点	17.643%
	III. 出来ばえ				()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	8.500点	8.500%
4. 工事特性	I. 工事特性			()×0.26+3.38= 点				7.540点	7.540%
5. 創意工夫	I. 創意工夫			()×0.26+3.38= 点				5.720点	5.720%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			()×0.26+3.38= 点				4.420点	
7. 法令遵守等				()×1.0= 点				0.000点	0.000%
8. その他				()×1.0= 点				0.000点	0.000%
評定点合計								100.0点	

※1 各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

※2 部分、中間検査があった場合、 (①+②+③+④×0.5+⑤×0.5)＝細目別評定点 (既済、中間が2回以上の場合は④を平均する。)

※3 部分、中間検査がなかった場合、 (①+②+③+⑤)＝細目別評定点

※4 得点割合は細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

土木工事成績評定審査項目別運用表の目次

		監督員	主任監督員等	総括監督員	検査員
施工体制	施工体制一般	2K①			
	配置技術者	2K②			
施工状況	施工管理	2K③			5K①
	工程管理	2K④	3K①		
	安全対策	2K⑤	3K②		
	対外関係	2K⑥			
出来形及び出来ばえ	出来形	2C⑦			5C①
	品質	2C⑧			5C⑧
	出来ばえ				5C⑩
工事特性	工事特性		4C① ^{**}		
創意工夫	創意工夫		4C② ^{**}		
社会性等	地域への貢献等		4C③ ^{**}		
法令遵守	法令遵守		4K④ ^{**}		
その他	その他		4K⑤ ^{**}		

※総括監督員を置く工事の場合は、総括監督員が評定者、置かない場合は主任監督員が評定者。

品質、出来ばえ対応表

5C⑧	品質、出来ばえ対応表	5C⑩
1	コンクリート構造物工事	1 コンクリート構造物工事(海岸工事、トンネル工事を含む)
2	土工事(切土、盛土、築堤等工事)	2 土工事(切土、盛土、築堤等工事)
3	用排水(コンクリート等の2次製品、柵渠)	18 用排水路
4	護岸・根固・水制工事、排水路工事	18 護岸・根固・水制工事
5	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰水門の工場製作を含む)	5 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰、水門等工場製作を含む)
6	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	19 地すべり防止工事
7	海岸工事	1 コンクリート構造物工事(海岸工事、トンネル工事を含む)
8	舗装工事	3 舗装工事
9	法面工事	4 法面工事
10	道路改良工事	21 道路改良工事
11	基礎工事(地盤改良等を含む)	6 基礎工事(地盤改良等を含む)
12	コンクリート橋工事	7 コンクリート橋工事
13	塗装工事	8 塗装工事
14	トンネル工事	1 コンクリート構造物工事(海岸工事、トンネル工事を含む)
15	植栽工事	9 植栽工事
16	公園工事	10 公園工事
17	河川工事	11 河川工事
18	下水道工事	12 下水道工事
19	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	13 防護柵(網)工事
		14 区画線工事
		15 標識工事
20	管水路工事	22 管水路工事
21	フィルダム工事	23 フィルダム工事
22	施設機械設備工事(用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属品)	24 施設機械設備工事(用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属品)
23	維持工事	16 維持修繕工事
32	修繕工事	
24	浚渫工事	17 浚渫工事
25	水管橋工事	25 水管橋工事
26	農地造成工事等(面関係・隔障物)	26 農地造成工事等(面関係)
		28 農地造成工事等(隔障物)
41	農地造成工事等(パドック)	27 農地造成工事等(パドック)
27	客土工事	29 客土工事
28	暗渠排水工事	30 暗渠排水工事
29	区画整理工事	31 区画整理工事
30	電気通信設備工事	32 電気通信設備工事
40	魚礁・増殖場工事(コンクリートブロックの場合)	33 魚礁・増殖場工事(コンクリートブロックの場合)
5	鋼橋工事に準ずる 構造物によってコンクリートか鋼橋かを選択する	34 魚礁工事(鋼製魚礁の場合)
		35 囲い礁工事
31	外構工事	20 外構工事
33	急傾斜地崩壊防止工事	4 法面工事
34	防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導標柱等設置工事	36 防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導標柱等設置工事
35	治山工事	37 治山工事
36	林道工事	38 林道工事
37	木製構造物	39 木製構造物
38	魚礁工事(鋼製魚礁の場合)	34 魚礁工事(鋼製魚礁の場合)
39	増殖場工事(転石礁)	40 増殖場工事(転石礁)

工事成績採点の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に 1 を入れる。

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a		b	c	d		e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。
		該当	評価	「評価対象項目」			評価	
		1	1	□ 施工計画書（変更計画書を含む）を工事着手前に提出している。			□ 施工体制一般に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1	1	□ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。				
		1	1	□ 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図（２百万円以上）もしくは施工計画書で確認できる。				
		1	1	□ 施工体制台帳、施工体系図（２百万円以上）が整備され、施工体制図も現場に掲げられている。				
		1	1	□ 工事カルテの登録（５百万円以上）が監督員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。				
		1	1	□ 社内検査の時期、確認事項が工事全般にわたり良く把握されている。（社内体制が確立され、有効に機能している。）				
		1	1	□ 社内検査員の身分（社員）、経歴が確認でき適正である。				
		1	1	□ 建設業許可標識、法令その他必要な標識を公衆の見やすい場所に掲示している。				
		1	1	□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の体制が整っている。				
		1	1	□ 「施工プロセスのチェック」、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」で指摘事項がなかった。				
				□ その他（理由：				

工事成績採点の考査項目別運用表

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	適切である。	ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。	不適切である。
		該当	評価	「評価対象項目」	評価	評価
		1	1	☐ 現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができています。	☐ 配置技術者に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、工事監督員から文書による改善指示に従わなかった。
		1	1	☐ 現場代理人として、工事監督員との連絡調整を书面で行うなど対応がよい。		
		1	1	☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。		
		1	1	☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。		
		1	1	☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、工事監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。		
		1	1	☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。		
		1	1	☐ 下請けの施工体制、施工状況を把握している。		
		1	1	☐ 主任技術者又は、監理技術者として技術的に優れ良好な施工に努めた。		
		1	1	☐ 作業に必要な労働安全衛生規則で定める作業主任者及び建設業法で定める専門技術者を選任及び配置している。		
		1	1	☐ 「施工プロセスチェック」、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」で指摘事項がなかった。		
				☐ その他（理由： ）		
		10	10			
				該当項目の内達成項目が90%以上…………… a		
		評価率	100%	該当項目の内達成項目が80%～90%未満…………… b		
		評定	a	該当項目の内達成項目が80%未満…………… c		
		点数	4	※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。		

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。	不適切である。
		該当	評価	「評価対象項目」	評価	評価
		1	1	☐ 契約書 16 条第 1 項第 1 号から 4 号に基づく設計書の照査を行い施工がなされている。	☐ 施工管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1	1	☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。		
		1	1	☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。		
		1	1	☐ 建設機械等の使用及び調達計画が十分なされ管理されている。		
		1	1	☐ 工事材料の品質に影響がないよう保管している。		
		1	1	☐ 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。		
		1	1	☐ 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。		
		1	1	☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。		
		1	1	☐ 工事用資材等の見本、品質管理証明書等、工事写真等が日常的に適切に整理されている。		
		1	1	☐ 段階及び立会確認が適時的確に行われている。		
		1	1	☐ 工事記録の整備が適時的確になされている。		
		1	1	☐ 建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。		
		1	1	☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		
		1	1	☐ 「施工プロセスのチェック」、で指摘事項がなかった。		
				☐ その他（理由： ）		
		14	14			
				該当項目の内達成項目が 90%以上………… a		
		評価率	100%	該当項目の内達成項目が 80%～90%未満………… b		
		評定	a	該当項目の内達成項目が 80%未満………… c		
		点数	5	※該当項目が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		

(共通・監督員用)

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。	不適切である。
		該当	評価	「評価対象項目」	評価	評価
		1	1	☐ 工事の進捗を早めるための取組を行っている。	☐ 工程管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1	1	☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。		
		1	1	☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。		
		1	1	☐ 休日の確保を行っている。		
		1	1	☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。		
		1	1	☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。		
		1	1	☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。		
		1	1	☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。		
		1	1	☐ 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。		
				☐ その他（理由： ）		
		9	9	該当項目の内達成項目が90%以上………… a		
				該当項目の内達成項目が80%～90%未満………… b		
		評価率	100%	該当項目の内達成項目が80%未満………… c		
		評定	a	※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。		
		点数	4			

工事成績採点の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。	
		該当	評価	「評価対象項目」		評価		評価	
		1	1	☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。		☐	安全対策に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	☐	安全対策に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1	1	☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。					
		1	1	☐ 施工現場での安全巡視の記録、作業前打合せ(Tool-Box-Meeting)、危険予知(KY)活動等を実施し、記録が整備されている。また、新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。					
		1	1	☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。					
		1	1	☐ 交通安全管理に積極的に取り組んでいる。					
		1	1	☐ 仮設工の点検及び管理をチェックリスト等を用いて実施している。					
		1	1	☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。					
		1	1	☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。					
		1	1	☐ 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。					
				☐ その他（理由： ）					
		9	9	該当項目の内達成項目が90%以上………… a					
				該当項目の内達成項目が80%～90%未満………… b					
		評価率	100%	該当項目の内達成項目が80%未満………… c					
		評定	a	※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。					
		点数	5						

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e
施工状況	IV. 対外関係	適切であった。	ほぼ適切であった。	他の事項に該当しない。	やや不適切であった。	不適切であった。
		該当	評価	「評価対象項目」	評価	評価
		1	1	☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がなかった。	☐ 対外関係に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1	1	☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生がなかった。		
		1	1	☐ 工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知していた。		
		1	1	☐ 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っていた。		
		1	1	☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいた。		
		1	1	☐ 「施工プロセスのチェック」、で指摘事項がなかった。		
				☐ その他（理由： ）		
		6	6	該当項目の内達成項目が90%以上…………… a		
				該当項目の内達成項目が80%～90%未満…………… b		
		評価率	100%	該当項目の内達成項目が80%未満…………… c		
評定	a	※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。				
点数	3					

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	IV. 対外関係	適切であった。	ほぼ適切であった。	他の事項に該当しない。	やや不適切であった。	不適切であった。
		該当	評価	「評価対象項目」 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がなかった。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生がなかった。 ☐ 工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知していた。 ☐ 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っていた。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいた。 ☐ 「施工プロセスのチェック」、で指摘事項がなかった。 ☐ その他（理由： ）	評価 ☐ 対外関係に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	評価 ☐ 対外関係に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		6	6	該当項目の内達成項目が90%以上…………… a		
				該当項目の内達成項目が80%～90%未満…………… b		
		評価率	100%	該当項目の内達成項目が80%未満…………… c		
		評定	a	※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。		
		点数	3			

工事成績採点の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に１を入れる。

(土木・監督員用)

評価項目	細別	a		b		c		d		e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	1	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１５条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。				
			① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。								
		評定	a	評定点数	5						

工事成績採点の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に 1 を入れる。

(土木・監督員用)

評価項目	細別	a		b		c		d		e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	1	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の 5 0 % 以内である。		☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の 8 0 % 以内である。		☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b に該当しない。		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。		☐ 契約書第 1 5 条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。
			① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。								
		評定		a							
評定点数		7									

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(共通・主任監督員等用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている	劣っている
		該当 「評価対象項目」 ☐ 気象条件や施工条件などにより特に上期的な制約がある場合において、余裕をもつて工事を完成させた ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を言い、地域住民の生活サイクルへの配慮がみられた ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ 工事施工箇所から範囲に点検している場合において、工程管理が的確に行い、余裕をもつて工事を完成させた ☐ その他（理由： ）			☐ 自主的な工程管理がなされず、工事監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 請負者の起因により工期内に工事を完成させなかった。（但し、工事監督員からの文書による改善指示による場合を除く）
	該当数	5				
	評価	a				
	点数	2				

※該当 5 項目以上…a、3 項目以上…・b、その他は…・c とする。

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(共通・主任監督員等用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
		1 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。			☐ 自主的な安全対策がなされず、工事監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 請負者の起因により事故が発生した。
		1 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。				
		1 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。				
		1 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。				
		1 ☐ 安全対策に係る取組が工事関係者以外（周辺住民、共用部分使用者、警察署等）から評価された。				
		☐ その他（理由： ）				
	該当数	5				
	評価	a ※該当 4 項目以上…a、2 項目以上…・ b、その他は…・ c とする。				
	点数	4				

工事成績採点の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に４を入れる。

(土木・主任又は総括監督員用)

評価項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅰ. 工事特性	I 構造物の特殊性への対応	1 / 2
		☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事。	（1. について） ・切土 20万m3<V ・盛土 15万m3<V ・護岸・築堤高 10m<H ・浚渫工 100万m3<V ・トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ) 8m<φ ・樋門・樋管 15m2<A ・揚排水機場 2000mm<φ ・堰、水門 最大径間長25m以上、径間数3 径間以上又は扉体面積50m2<A ・トンネル(開削工法) 20m<H ・トンネル(NATM)内空断面積 100m2<A ・トンネル(沈埋工法) 300m2<A ・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤、防波堤又は岸壁 水深10m<H ・地滑り防止工 100m<W 又は150m<L ・流路工 500m3<Q ・砂防ダム、治山ダム 15m<H ・ダム高 150m<H ・転流トンネル 400m2<S ・橋梁下部工 高さ 30m<H・橋梁上部工 最大支間長 100m<L ・魚礁沈設工 水深220m≦H ・海上盛砂工 2万m3<V ・治山山腹工 150m<L ・林道土工 1万m3<V
		☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事。	（2. について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		☐ 3. その他（理由： ）	（3. について） ・その他、構造物の規模、形状以外の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・地山強度が又は土被りが薄いため、F E M解析等による検討が必要な工事。
		※上記の対応事項が 1 つ以上あれば 4 点の加点とする。	
		0 小計	
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	都市部等とは、人口集中地区（DID地区）や住宅街をいう。
		☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事。	（4. について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
		☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。	（5. について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。
		☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。	・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事。	（6. について） ・市街地での夜間工事。 ・市街地等で騒音・振動により住民、家屋等に影響を及ぼす建設機械等を使用した工事。		
☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事。	（7. について） ・供用中の道路（概ね日交通量 1 万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。		
☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事。	（8. について） ・緊急時の作業があり、その作業全てに対応した工事。		
☐ 10. その他（理由： ）	（9. について） ・作業現場が広範囲に分布している工事 （10. について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。		
※上記の対応事項が 1 つ以上あれば 4 点の加点とする。			
0 小計			

※ 1. 工事特性は、最大16点の加点評価とする。「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
 ※ 2. 評価に当たっては、請負業者からの報告及び他の工事監督員の意見も参考に評価する。

工事成績採点の考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(土木・主任又は総括監督員用)

評価項目	細別	工夫事項	1 / 2
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■施工関係	
		☐ 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	
		☐ 2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。	
		☐ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	1
		☐ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。	1
		☐ 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	
		☐ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	
		☐ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。	
		☐ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	
		☐ 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。	
		☐ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	1
		☐ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	
		☐ 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。	
		☐ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	
		☐ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。	
		☐ 15. I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。	
		☐ 16. 特殊な工法や材料を用いた工事。	
		☐ 17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	
		☐ 18. その他（理由： ）	
		※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目 1 点の加点とする。	
		小計	3点
		■品質関係	
		☐ 19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	
		☐ 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	1
		☐ 21. 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。	
		☐ 22. 配筋、溶接作業等に関する工夫。	
		☐ 23. その他（理由： ）	
		※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目 1 点の加点とする。	
		小計	1点

考査項目	細別	工夫事項	2 / 2
		■安全衛生関係 ☐24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等（リスクアセスメントの実施を含む）に関する工夫。 ☐26. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐27. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐28. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐30. その他（理由： ）	
		※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目 1 点の加点とする。	
		小計	1点
		評点	5点
		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋9点～0点の範囲とする。 1項目1点を目安とする。	

※2. 詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。

※3. 評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。

※4. 次に示す事項は、当然実施されるものと判断し評価はしない。ただし、さらに工夫を加え効果が確認されれば評価する。

- (1) 関係諸法令に規定されている事項
- (2) 関係機関との打合せ及び許可条件等
- (3) 公共機関や団体が推進している事項
- (4) 設計図書・施工管理基準等に記載されている事項
- (5) 設計変更により発生した事項
- (6) 一般常識的な事項（社会通念上、一般的と考えられる内容）

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(土木・主任又は総括監督員用)

評価項目	細別	社会性等に関する事項
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	該当 1 1
	評点	2点
・特に評価すべき社会性等に関する事例を加点評価する。 ・加点は＋４点～０点の範囲とする。 １項目１点を目安とする。		

- ※１. 当該工事の施工に携わっている者や当該工事で使用している作業機械で行ったものを対象とする。
- ※２. 金品や物品の寄付行為は対象としない。ただし、災害時での物品の提供は対象とする。
- ※３. 上記の考査項目の他に評価に値する事例があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
- ※４. 詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。
- ※５. 評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。
- ※６. 社会性等は、工期内に工事箇所及び工事施工に関係する範囲で地域への貢献等を行った場合に評価する。
- ・工場製作のみの工事の場合は、工場周辺の範囲を対象とする。
 - ・現場が複数ある場合は、各々の箇所での取組を評価する。
 - ・複数の工事で合同して行った取組は、各々の工事で評価する。
- ※７. イメージアップ経費を用いた取組は評価しない。

工事成績採点の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に１を入れる。

(共通・主任又は総括監督員用)

評価項目	法令遵守等の該当項目一覧表				
7. 法令遵守等	該当	措 置 内 容	点 数		
		☐ １．指名停止３ヶ月以上	－２０点	1	☐ 項目該当なし
		☐ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点		
		☐ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点		
	0	☐ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点		
		☐ ５．文書注意	－ ８点		
		☐ ６．口頭注意	－ ５点		
		☐ ７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ ３点		
評定点	0				
	① 本評価項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ １. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ ２. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ ３. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ ４. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ ５. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 ・ ６. 建設業法に違反する事実が判明した EX) 一括下請け、技術者の専任違反等 ・ ７. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ ８. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ ９. 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった ・ 16. その他 理由：				

工事成績採点の審査項目別運用表

〔記入方法〕 減点がない場合は、項目該当なしに１を入れる。ある場合は、措置内容及び減点となる点数について記入する。 (共通・主任又は総括監督員用)

評価項目	その他			
8. その他	措 置 内 容	点 数	該 当	
				☐ 項目該当なし
評 定 点		0		

8．その他の評価は各工事の契約における減点の措置に適用する。
(例、総合評価入札において、工事の施工段階において、施工計画の内容を履行しなかった場合のペナルティー)

工事成績採点の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に1を入れる。

(共通・検査員用)

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている。		やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。		劣っている。	
		該当	評価	「評価対象項目」			評価		
		1	1	☐ 工事材料の品質に影響がないよう保管していることが確認できる。			☐ 施工管理について、 工事監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、 工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		1	1	☐ 契約書 1 6 条第 1 項第 1 号から 4 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。					
		1	1	☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。					
		1	1	☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。					
		1	1	☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。					
		1	1	☐ 建設副産物の再利用等への取組を行っていることが確認できる。					
		1	1	☐ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。					
		1	1	☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。					
		1	1	☐ 工事カルテの登録（５百万円以上）が適切に行われていることが確認できる。					
		1	1	☐ 社内検査体制、品質管理体制が確立され、有効に機能していることが確認できる。					
		1	1	☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。					
		1	1	☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。					
		1	1	☐ 段階及び立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。					
				☐ その他（理由：					

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木・検査員用)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	1 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。もしくは契約書第15条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。	
		[評定対象項目]							
		1 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。							
		1 ☐ 出来形管理基準及び写真管理基準が定められていない工種について、工事監督員と協議の上で管理していることが確認できる。							
		1 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。							
		1 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。							
		☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。							
		☐ その他（理由： ）							
		4 評定 a							
		評定点数 10							

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(土木・検査員用)

評価項目 細 別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）								
Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事	該当	評価	「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験等を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設時までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着していないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立・加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックがない。 □ その他（理由： ）			評価	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。		
		13	13					評価	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
				「品質関係の試験結果のばらつき」						
		1		□ ばらつきが50%以内						
				□ ばらつきが80%以内						
				□ ばらつきが80%を超える						
		評価率	100%							
		評定	a	※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。						
		点数	15							

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に１を入れる。 (土木・検査員用)

評価項目 細 別	工種	a		b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事（海岸工事、トンネル工事を含む）	優れている。		やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
		該当	評価	「評価対象項目」		
		1	1	☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。		
		1	1	☐ コンクリート構造物の通りが良い。		
		1	1	☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		
		1	1	☐ クラック（無害なクラックを含む）がない。		
		1	1	☐ 漏水がない。		
		1	1	☐ 全体的な美観が良い。		
				該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が３～４項目の場合
				5項目以上評価・・・a	4項目以上評価・・・a	3項目以上評価・・・a
				4項目以上評価・・・b	3項目以上評価・・・b	2項目以上評価・・・b
				3項目以上評価・・・c	2項目以上評価・・・c	1項目以上評価・・・c
		6	6	2項目以下・・・・・・d	1項目以下・・・・・・d	評価項目なし・・・・・・d
	評価	a				
	点数	5				

「施工プロセス」のチェックリスト

(2/3)

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの目安)	チ ェ ッ ク 時 期 （ 指 示 事 項 ）					備 考 (指示事項 及びその正 状況等)
				着 手 前	施 工 中				
2	I 施 工 状 況 管 理	○ 施 工 計 画 書	・ 施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 記載内容と現場施工方法と一致している。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 記載内容（作業手順書等）と現場施工体制 が一致している。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映 している。 （着手前、変更時）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○ 施 工 管 理 ・ 工 事 材 料 管 理 ・ 出 来 形 ・ 品 質 管 理 ・ イ メ ー ジ ア ヱ ッ プ	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管 理している。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 品質管理確保のための対策など施工に関す る工夫を書面で確認できる。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 日常の出来形、品質管理が書面にて確認で きる。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 特記仕様書等に定められた事項や独自の 取り組み又、地域等より評価されるものがある。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○ 検 査 (確 認 を 含 む) 及 び 立 会 い 等 の 調 整	・ 監督職員の立会いにあたって、あらかじめ 立会願を提出している。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 段階確認の確認時期が、適切である。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○ 工 事 の 着 手	・ 工期の初日より 30 日以内に工事に着手(測 量、準備工等)した。(0 国債、工場製作等 特別な場合を除く) （着手時）	(/) □					
		○ 支 給 品 及 び 貸 与 品	・ 受領予定 14 日前までに、品名、数量、品 質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○ 建 設 副 産 物 及 び 建 設 廃 棄 物	・ 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェ スト）により適正に処理されていることを確 認し、監督職員に提示した。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進 計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計 画書に含め提出した。 （施工時適宜） ・ 実施書の報告を受けた（施工後）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○ 指 定 建 設 機 械 類 の 確 認	・ 指定建設機械（排水ガス対策型・低騒音型 ・ 低振動型建設機械）を使用している。 （施工時 1 回程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
2	II 施 工 状 況 管 理	○ 工 程 管 理	・ 履行状況を所定の工事旬報等の様式で作成 し、提出した。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 定められた施工時間帯の変更や休日又は夜 間の作業について、あらかじめ承諾願いを提 出した。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	

別紙 3（土木用）

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工 事 名			／
項 目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずれかに○)	評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図・写真等)			

- ※ 1 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。
- ※ 2 工事特性については、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料を添付すること。また、創意工夫及び社会性等については、その目的や効果がわかる資料を添付すること。